

令和2年度 第2回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和2年8月21日（金） 10時から正午まで

場所：小田南生涯学習プラザ大会議室1

（座長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

（事務局）

<事務局より配付資料の確認>

（座長）

それでは協議事項に入ります。

「(1)重層的支援体制整備事業について」ということで、まず事務局から、これがどういう風な内容をもつのかという概要の説明ということで、それから、委員が国のモデルにもなっている福井県坂井市の体制の構築に向けた取り組みに関わっておられますので、そのご説明を聞きたいと思います。それに先立って動画があるという事ですので、動画を見て、その上でご説明を伺うと。そして、その後に、改めて事務局から尼崎市における重層的支援体制整備事業を検討する際に、従前の制度がどんな風に当てはまっているのか、どんなイメージなのかという事を、先ほどの資料4に基づいて説明をお願いします。そしてその後、福井県坂井市の事例について、また意見交換するなり、あるいは尼崎の在り方について皆さんからご意見を伺う、というのが今日のメインの中身になります。

それでは早速、資料も揃っているということでありますから、重層的支援体制整備事業について、事務局から概要の説明をお願いします。

（事務局）

<資料1について事務局より説明>

それでは坂井市の動画を流させていただきます。

（委員）

その前に、坂井市の概況だけおさらいさせてもらった方が良いかなど。資料6の最初の、福井県坂井市の状況、概要が書いてありますが、そこだけ導入で説明させていただいた方が良いかなどと思います。

福井県の坂井市ですが、福井県の北部にあります。横に長い市になっておるのですが、1回合併しましてこういった形になっています。人口が9万2千人くらいということになっています。尼崎と比較をして見てもらったらいいかなどと思いますが、尼崎が45万ですから、5分の1くらいの人口ということになります。世帯数がこういう形（3万1千人程）です。面積が209平方キロメートルで、尼崎は50平方キロメートルくらいですので、4倍くらい広いという風な形になります。高齢化率が27.7%という事になっています。

そして、こういう形で少子高齢、人口減少ということになる訳ですが、他の、ここにはないデータをお伝えしておいた方が良いかなどと思います。

というのは、尼崎と福井県坂井市では、ずいぶん人々の暮らしぶりが違うわけなんです。この福井県の坂井市は、坂井・春江・丸岡・三国という4つの地区に分かれています。三国っていうのは越前ガニで有名なところですが、三国港があるところで、ここの高齢化率が非常に高く、三国だけ31.6%です。大体2万1千人くらいの方が高齢者で三国にいるという、ちょっと三国は坂井よりも注目しているゾーンになるわけです。坂井・春江・丸岡・三国という地区に分かれています。それで地域包括が置かれている訳ですが、他に生活保護率なんかはどんなものかということで、坂井の場合は保護率が0.18%。これは全国平均の10分の1。だいたい実数にすると160世帯で180人くらいが受けていらっしゃる。これは尼崎の方で比較をしてもらうと、全然違うということがお分かりになるかと思います。それから生活困窮者の自立支援の相談件数が

大体年間200件くらい出ているっていう感じなんですね。それから、介護保険関係でいきますと、要支援と要介護の人で4200人くらいですね。尼崎は確か3万人くらいのはずですから、ずいぶんまた違うと。規模が違う。それから保険料が6000円、尼崎が確か6400円ですよ。そういう風な形です。

介護保険については、地図の少し上に隙間が出来ていると思うのですが、これが芦原市という所なのですが、介護保険については、坂井市と芦原市の2つで広域連合を作って運営しているんです。坂井地区広域連合。こうなると10万人くらいなんですね。ですから芦原っていうのは3万人くらいの市になっているということです。そこで大体どのくらいの事業規模というか介護給付があるのかというと、97億円。尼崎は確か400億くらい使いますが、かなりこれも差があるなという形です。

人々の暮らしぶりっていうのを考えると、同居率が、坂井市の場合、同じ敷地内に家を2つ建てているというパターン、それから同居も含めたら、30%、3世代の同居という形です。これも非常に高い。そして、非常にまとまった形でおじいちゃんおばあちゃんがいらっしゃいますから、子どもの勉強のサポートをしたり。そして、奥様方が働くというのは福井ではもう当たり前のことになっていまして、お家でおじいちゃんおばあちゃんがしっかりと子どもの面倒なんかも見たり、伝統的な福井の暮らしぶりなんですね。ですから、非常に密着度が高いと。それから、地域のいわゆる自治会の加入率なんていうのも90%を超えていく。非常に凝集性が高い暮らしぶりと思います。犯罪率なんかもすごく低いですし、安心してっていう形。そういった非常にまとまった地域で、包括支援体制をやっているというところをちょっと抑えて頂きたいかなと思います。

ちなみに、移動はもう自動車です。この間の調査で65歳以上の方の自動車の運転率が80%、75歳以上でも40%は自分で車を運転されていらっしゃる。だから自動車の運転が出来なくなるというのは非常に高齢者の方の自立ということを考えたときに大きなファクターになっている。それをどうしようかという話は、ご多聞にもれず坂井でも。

ちなみに、報告されているのは斉藤さんという方で、彼は福井県立大学の1期生なんです。99年に社会福祉学科ができたんですが、その1期生ということで、去年から厚生労働省の地域福祉課のほうに出向して2年目、今年度終わったら帰ってきてくれるという方です。

モデル事業に手を挙げられたのが、平成29、30、令和元年で今年4年目という形なんですね。坂井は割とこういったモデル事業に手を挙げるとするのが好きなところというか、広域連合の介護保険の方でも、例えば東京大学の高齢者のプログラムなんか積極的に受け入れて一緒にやられたりしています。

<厚生労働省 HP 掲載の動画視聴>

(座長)

一通り終わってからとっていたんですが、せっかく動画を見て委員からもご説明頂きましたので、これに関しての質疑応答をやってみたいと思います。

委員は、途中のワークショップみたいなことでも画像で見ましたけど、どういう形でここに関わっていらしたんですか。

(委員)

ほぼ全てなんですが、要するに相談支援の包括化推進会議の会長をしており、県立大学から障害の方に1人と、高齢が私と。この推進会議のメンバーというのが出てこないのですが、大体3カ月に1回位、こういう相談支援包括化推進会議をやっていきましょう、ということで、スライド12を見てもらえますでしょうか。

平成29年度の坂井市相談支援包括化会議で、29年、30年、それから31年と、早くからモデル事業に手を挙げていらっしゃるという事なんですが、29年の夏頃から関わるようになって、キックオフをいかにするかということで、上野谷先生に坂井まで来て頂いて講演して頂いたという形で始めて。で、このスライド12ですけども、斉藤さんも印象深く残っているので、と言ってらっしゃいましたけど、それぞれの事例検討をしっかりとやっていこうと。アセスメントを考えていくという事なんですけど、どういう風な問題が出てきているのかっていう、どのような生活の困難であったりとかっていう。それは、ついそれに対してなんらかの対応策を先にどうし

でも考えがちなんだけども、それをちょっと自重して、どうしてそういった困窮の世帯が生じてくるのかというプロセスを、まずはしっかりと検討するという所から始めましょう、という事にしました。その辺りの事をコーディネートさせて頂きました。

(座長)

では、委員の皆さんから坂井の事例を通して何かご意見ご質問ありましたら承りたいと思いますが、いかがですか。

(委員)

冒頭の奥西先生からのご説明の中で、高齢化率が高いというお話でした。今回ずっと聞かせて頂いて、スライドの中で時々子ども関係が出てくるのですが、実際にあまり子ども関係のものは少し出てくるけど出てこない、という印象があったんですけど。あまり子ども・子育て関係は問題にならないというか、子育て世帯が少ないとか、そういうことですかね。

(委員)

どうしても事例のところが出てくるのが、「さかまる会議」というのをやるんですが、「さかまる」っていうのは「坂井まるごと」の略なんですけど、それを1カ月に2回、1回に2事例くらい出てくるんです。ですから1カ月に4事例くらい出てくるわけですね。重複して重なるものもあるんですが。最初は高齢、障害からやはり事例を出してきてもらっているという感じです。ですので、子どもの事例っていうのはそれに付随して、不登校のとか、要するに複合的な課題で事例がちよこちょこと上がってきたと。

それで、先ほどから見て頂いている相談支援包括化推進会議の設置の最初のメンバーの中に、スライド10を見て頂くと、ここで子ども子育ての方は入っていないんです。でも、実は包括化推進会議が拡大をしていくんですね。それで、令和元年の時には、この推進会議のメンバーの中に、子ども子育てとして、子育て支援課とか、あるいは学校教育課とか、子ども教育、そういうようなメンバーも入って拡大しているんです。ですので、今は本当にこの包括化推進会議の委員も、こういうそれぞれの障害、高齢、生活困窮、生活保護というお馴染みのメンバーだけではなくて、例えば消費生活とか、医療とか、それから税ですね、税の徴収、それから住まいですね、都市計画課とか、ライフライン、上水道、水道の方も入ってきて会議をしようということなんです。なので、子どもの方は、最初やはり障害、高齢が先行し、子どももだんだん出てきているということなんです。

最近なんですけど、ひきこもり支援の委員会をこしらえ、それを子どもではないですけど、学校が終わった後の学校システムから出た後のひきこもりの若い人達のをやっつけていこう、ということで、この相談支援包括化推進会議の別動隊みたいな形で委員会が設置されています。これはついでにないだなんですけどね。

(委員)

ありがとうございます。

(座長)

やっぱり生活困窮及び精神の事が中心というか、割と皆さんの関心事だったみたいですね。そして、面白いなと思ったのが、結構時間をかけていますよね。そしてまた逆戻りしていますよね。

(委員)

もうこの辺は試行錯誤・・・

(座長)

行ったり来たりでね。かつ、不思議に思ったのが、これって福祉サイドの相談というか、一元化とか重層性というものであれば、他の行政組織にも当然影響がある事だから、坂井市の行政機構の改革、組織率の改革が一緒に起こったのかと思ったのですが。それはなかったんですかね。福祉の局地的な・・・

(委員)

モデル事業に手を上げていくという所で、そういった意味では局地的になるのですが、これが、そういう意味では最後に斉藤さんも言っていましたけど、総合計画とか、地域福祉計画が今度作る順番になっていくので、今年度それを策定する。その中で、福祉保健総合計画なんかも、当然先生が仰っていたように機構改革とか紐づけてくると思うんですね。

それと、ちょうど今坂井市は庁舎を一部建て直しをして綺麗にしているんですけど、そこでフロアも意識していくとか、そういうハードの面でも1つの機構改革になってくるのかなと。

(座長)

ハードの面では、そんな風に割と近いところに皆を置いておいてすぐ話しやすいようにするという事なんですけど、クライアントの情報の共有とか、それから、こういう風に一緒に何かやりだすという時の権限とか責任の所在とか、それから何よりも、1つの事業でその部局がもっているけども、とって他の部局にも関わってもらわなあかんという時の財政ですよ。だから権限、責任、財政、情報等がどんな風にこういう風な動きと共に整備されたのかというのが、さっきの坂井市の話ではなくて。もう少し、さっきのそれを受けて、そこで緊迫感がなかったのか。というのは、坂井市はよく頑張っているし、先生もやっているのは分かるけど、市長や市のサイドが、これをどんな風に全市的に受け止めて、今言ったような機構改革、行政改革にも結び付けていく意思があるのかなというのが、こういうことはちょっと局地的、一時的になってしまうので。

(委員)

総合計画を今年度立てていきますので、その中で機構改革も行うし、部長はすごく前向きに捉えて考えています。今の財源のことについては、また今回の厚労省の地域福祉課からも、いろんなアナウンスの中で一括的に交付金出していくっていう形で言ってます。

今はそれぞれの課から人が出てやっているっていう風なこと。その辺りが、今回の国全体の法律改正の中で、また新たな形態に行くのかなという風に思っています。

市全体が非常にコンパクトですから、その辺りで「さかまる会議」っていうのを非常に集中して何回も繰り返して、そのための事例検討会っていうのを29年にかなり同じ事例を用いて、いろんないわゆる事例検討したんですね。

(座長)

思うんですけどね。こういうのを見ていて、こういうスライドを見ていたら、あくまでもオフィシャルなフォーマルな改革なんですけど、実は今先生が仰ったように、小さな町だから職員同士もよく知っているし、小さな所だから実はインフォーマルですごい連携とか、ここどうなっているのかとか、よろしく頼むわとか。そんなのがすごく、フットワークの良さが、実はスライドには出ていないけど、インフォーマルな場面では、住民も含めてすぐに連携が取れるようなものがあるのではないかなと。

(委員)

その辺りのことは、僕がご助言させてもらったのは、あえてインフォーマルでできる形でやるなど。要するに、オフィシャルなこういう風な場にあげて、ひとつひとつ丁寧に検討していきましょうっていうのは結構言いました。

(座長)

ここらへん、また後で尼崎のことを説明してもらいますけど、こういった、組織をいじってやっていくというやり方と、尼崎はもう一方では、福祉サイドはこんな風な応用が役に立つかもしれないが、地域サイドでは割とこれをマルチにできる職員を育てていこうという事で。組織をどうこう触るよりも、色々なことができる職員を現地で育てようという発想があって。尼崎の中でも、マルチなプレイヤーを育てるのか、あるいは組織としてマルチに動けるような、そしてそれを包括的に総合的にできるようにしていくのか、というので、尼崎のシナリオもこれからどんな風に考えたらいいかまた悩みどころなんですけどもね。

尼崎の話に移る前に、坂井の事で他の委員の皆様から何かありますか。

では、また後でありましたらという事で、尼崎のこの重層的なシステムというのをどのように考えたらいいのか、考えているのかというので、現時点の話を事務局からお願いします。

(事務局)

<資料4、資料5について事務局より説明>

(座長)

ありがとうございました。資料4が中心で、今の尼崎の体制を落とし込んだ、国の言っているようなことに落とし込んだらこんな風な図式になるかなということ。

それから、ここから導き出されるこの検討課題の4つは市で考えられたものですか。それとも国の中に準拠したものなのか。

(事務局)

国の資料を基に、市の中で落とし込むとこういう課題があるかなという事で、中で協議をさせていただいて出させてもらったものなんですけれども、当然それ以外にも色々検討しなければいけない課題っていうのがもしあれば、またご意見頂けたらありがたいなと思っております。

(座長)

重層的支援体制整備事業というのは、いつまでにやったらいいんですか。

(事務局)

法が、来年度、令和3年4月施行というものになっておりますけれども、実際には任意事業という位置づけになっておりますので、できるところからやっていくという形になるのかなと思っています。

(座長)

そうですね。重層的な支援体制をすることによって誰にどんなメリットがあるかというのは、どんな風に理解したらいいのか。

(事務局)

さきほどの市の中の福祉専門職の意見にもありましたけれども、やはり支援というものが、課題が複合化するとなかなかうまく整理されないまま進んでいったりというところがあるんですけども、これを例えば、多機関協働事業のような形で整理する部署があって、どこがどういう役割を担うのか、ということ整理して頂ければ、支援というものがより良いものに繋がっていくのではないかなという風にも思いますし、実際に先ほどの坂井の例でもありましたけれども、ライフステージに応じて多分主の担当が変わって来たりという所もあるのですけれども、うちであれば、例えばその都度その都度、そのライフステージの部署が担当して繋がっていかない、という所も今後解消されれば、まさにその時々に応じてよりよい支援っていうのが継続して伴走型的にやっていけるのではないかなという意味では、庁内の専門職にとってもそうですし、実際のサービスを受ける市民にとっても、良いものになっていくのではないかなという風に期待はしております。

(座長)

重層的にやって、市民にとってのプラスと、それから、行政の部局にとってのプラスというのはあるのか。というのは、重層的にやらないからかもしれないが、資料5によると、皆さん結構仕事増えるのではと。これは正直なことで、それでなくても既に行政も結構スリム化していて、皆さん結構きつきつで仕事をしていると。その時にまた、自分の本来の事業でケース労働をたくさん抱えているのに、複合的な問題の時は兼業でそれをやらなければならないと。

そういう意味では、重層化することでどんなメリットが行政職員に出てくるのかっていうのは、国は何か言っているのか。これは、もちろんクライアントのためにこれがいいからやるというのはその通りでしょうけど、行政にとってどんな風に効率化とかができるような重層的な仕組みになるのか。結構みんなウィンウィンにならんと、特に行政といっても、だんだんと嘱託とかOBとかが多くなってきて、仕事は増えるわ、給料今までの6割なのに定年退職した後でもまた仕事が増えるのかみたいになって、職員のモラル、やる気、そんなことも含めて、こういう重層的支援体制は誰にとってどんなプラスになるかというのは、特に行政機構の改革が関わってくると、職員にとっては、自分のやっていることがどれだけ市に役に立っているのかということと、それから、自分がどれだけこれによってメリットを受けるのかというのがメッセージとしてないとなかなか。それもだから本当は検討課題の1つになるかもしれません。ここには書いてないけど。

(事務局)

資料1のスライド56、57に、簡単に国の方がどういったメリットがあるのかというのをまとめているものがありまして。

例えば、その補助金一体交付等によるメリットのところ、これは補助金のメリットの中に入っている分ではあるのですが、補助金の一体交付のメリット②には、市町村で行くと属性ごとの

既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化・複雑化した課題に対応ができる。多分今座長が言われていた、支援機関・支援者にとってこういったメリットがあるのかということなんです。多機関協働事業を中心として分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例、複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援にあたる（困り事を受け止める）事が出来るようになったり、バーンアウトを防止することもできるということ。あと、属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援のノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援の対応力の向上、スキルアップが図られると、人材育成にも繋がるということ。

あと、住民・利用者からすれば、自治体全体で包括的支援体制が構築されることに伴い、複雑化、複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しにされることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらうことができる、であったり、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業を中心として、支援関係者自体で必要なものや、世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困りごとの深刻化防止に繋ぐ、と。これは当然、深刻化防止に繋がれば、支援者の負担も減ってくるという所で、支援者のメリットに繋がるのではないかと、ということなんかも書かれております。ただ、先ほど言われていた、こういう取り組みを進めれば進めるほど、ただでさえ忙しい地域包括や障害者の相談支援事業所が他の課題にも一緒に対応していかなあかんという事も出てきてしまうんじゃないかなという危惧も、当然我々としては持っていますし、逆にそういったものをどういう風な形で解消していくのかというのは今後の課題なのかなと。こういったメリットを実感して頂く仕組みみたいなものもあるのかなという風には考えております。

（座長）

ありがとうございました。どうぞ、委員の皆さん、資料4を中心に、それ以外でも結構ですけども、重層的な支援体制整備事業ということで、皆様の思いなり質問なりどうぞ。

（委員）

国の資料を見ながら、1つ疑問としては、この包括的な相談支援事業とか断らない相談支援と、今ある生活困窮者自立支援法に基づく、あれは元々断らない相談のために生まれた法律なので、どう違うんだろうか、今回の目新しさって何だろうかと、色々見ながら、今のお話を聞きながら、多分だが、一体化、断らない相談支援だけではなくて、参加支援と地域づくり支援を一体化させるという所が、今回の重層的な支援体制整備事業の目新しさというか、次の展開での言いたいことなのだろうなと思うと、多機関協働とか包括的な相談支援と、参加支援と地域づくり支援の一体化をどう進めるのかという方法が、とても重要なのかなと思いました。それが、資料4の真ん中の地域と行政を繋ぐネットワークという所が1つの回答なのかもしれないが、参加支援という所の膨らませ方がとても大事じゃないかなと。断らない相談支援と地域づくり支援というのが、バラバラじゃなくて、相談側からすると解決のための社会資源であったりなんらか出口が欲しい、という課題がある。地域づくりの方も、担い手がいなくなる、細っていく、そこを活性化させたいという時に、参加支援という考え方や活動の部分をどうやって豊かにしていくのかってというのがメリット、デメリットではないんですが、非常に大事な考え方じゃないかなと思いつつ、今この図を見ています。

それでいくと、この資料4では、左側の多機関協働とか包括的な相談支援事業をコーディネートするコーディネータ的な人であったりとか、ネットワーク型でもいいんですが、コーディネートしていく、相談機能のネットワーク、コーディネートをやるっていう役割の人達と、右側の地域づくり支援で生活支援体制整備、社協の専門員だったりとか、障害だったりとか、子ども、それから行政で単独で置いている地域担当職員という方々がいらっしゃるんですが、ここは分野を越えて地域づくり、多世代を参加していく場を作っていく、プロデュースしていく、ここの部分の地域づくり支援事業そのものをコーディネートしていく立場の人っていう所が、右と左がうまく繋がっていくことも、一方で、プラットフォームをどう形成していくのか、誰がどうやって、という所と関連するんですが、そういう議論も必要なのかなと思いました。

すいません。質問のような意見のようなですが。

(委員)

今説明していただいた資料4、資料5の辺りですが、資料もすごく、コンセプトといいますか、理念を落とし込んでワンストップとネットワークと両方を併用するような形で、すごく分かり良かったです。

ただ、先ほどから委員の先生方が仰っているみたいに、課題設定といいますか、問題の整理というのが、私もよく分からないですね。

現時点で、例えば、何が重層的支援体制ができていないのかっていうのを、たらい回しだったり、情報の共有、アセスメントというようなことの提示はできているんですけども、何をターゲットにやっていくのかなっていうのが見えてこない。もっと突き詰めると、効果測定の基準分からないんです。極端な言い方をしたら、現状維持で、今ネットワークで色々な会議しました、と言ったら、もうそれで成功なのか、もしくは、実際にこれによって情報の共有ができて、ケアマネジメントの効果がばっちり上がってきました、みたいな声を貯めていって、ケーススタディみたいな形で効果測定やっていかれるのかっていう、効果測定方法もよく分からないんです。

1つだけ質問をしたいんですけども、例えばこの資料4の成功するような、例えば80点モデルでも結構ですし、100点モデルでも結構ですので、何かこうやったらこの事業として成功という部分と、それから、このままいったらこれだと不合格だ、という辺りが私は読み取れなかったなというのが一点ありますので、そこら辺の効果測定でどんなイメージを持たれて、この事業を取り組んでいかれるのかな。もっと意地悪な言い方をすれば、現状維持のまま進んだら評価は何点になるのかなというのも逆にお聞きしたい位です。ちょっとついでにお話しさせていただきますと、先ほどの坂井市、ずっと今また説明を聞いていて考えていたんですけど、坂井市の良い点というのは、ミクロですね、対人ソーシャルワークのレベルを、マクロ、政策のところと突き合わせながら、チューニングの努力を時間かけてしているなというのがあります。で、地域福祉の難しいところというのは、例えばこの資料4と資料5がちゃんと一体化、一元化していかなければ何もならないと思うんですよ。資料5の方で色々な意見が出ていますけども、それがちゃんと資料4のほうで一元化されていくのかな、その中でシステム化されていくのかな、というのが1つのポイントになっていくと思いますので、坂井市は確かに座長が仰るみたいにちょっと時間をかけすぎてっていう部分もあるんですけども、その地ならしという部分ではかなり地域福祉の原点に立ち返ってされているんじゃないかなという感じがありました。

ごちゃごちゃお話ししましたが、1つがターゲット、どういった形で重層的支援体制整備がされていない状態の中であるのかということと、あと、合格するような形のモデルというのはどこら辺に設定されてはるのかなという2点を、もしよろしければお答えしていただけると助かります。

(座長)

その前に、僕も言葉足らずで、そういう意味では今委員がうまいこと言ってくれたが、そういう具体的なソーシャルワークの手順とか仕組みを行政の中に定着させようということの、これは時間をかけて皆さんを教育して、という事では、本当に委員の功績だということを、さっき言わず、失礼しました。ご指摘通りですごいことだと思います。委員らしいと思います。

(事務局)

先ほど出ていましたけど、生活困窮と何が違うのということは、我々の方でも色々議論はさせて頂きましたけれども、やはり生活困窮ができたという所で、本当はそこがヘッドになって、色々な相談を受け止めるというのができれば当然それが良かったのですが、残念なことに、今はどちらかというと生活保護の窓口、生活困窮の窓口、障害者の窓口、という1つの窓口として位置づけられてしまっているという所が、どうしても出てしまうところになるかと思います。

今回、国が言う多機関協働事業、ここが今までの取組みと違う部分であったりとか、地域と繋がる部分で、多機関協働が中心となって地域を繋げたり、多機関協働が支援機関から集まってきた情報を基に政策的な立案であったり、そういう社会資源の構築を地域づくり支援事業と一緒にやっていくとか、そういった事ができていけば、全体的な制度の狭間も埋めていけるのかなという風にも考えています。

そういった意味でいうと、多機関協働事業をどう作っていくのかというのが、先ほど委員のお話にもありましたが、今回の尼崎市で言うと、重層的支援体制整備事業を進める上での1つの目的というか、目指すべき姿の1つなのかなという風には考えています。

今、多機関協働、実際本当の多機関協働というのが実際にできているのかできていないのかという所もそうなんですけど、それぞれの分野ごとの視点ではできている部分もあるかと思いますが、実際にそれは課題があった時に皆が1回来て、その課題をどうするかという事を考えて、また一定方針を立てたらおしまい、みたいな形でなってしまう。それをずっとその世帯を見続けていく、解決は当然複合化していけば難しいが、それをずっと伴走型で、なおかつそれを主たる支援する担当がどこかというのをその都度その都度チェックしながら差配していく、そこが情報をもって支援していくという仕組みができれば、先ほど若手の職員からも色々意見が出ていたようなプランの共通化なんかもできていって、色々な課題解決もスムーズにいくのではないのかなという風にも思いますし、やはり人材育成という部分でも、全市の様々な支援機関を全て一律のレベルに引き上げるのはなかなか難しくても、例えば多機関協働事業という所に色々な関係機関を集めることで、そこを中心に人材育成を進めて、そこに携わった職員がまた地域の色々な関係機関と連携することで、その人材育成にも繋げていくような仕組みができれば、それも1つの尼崎市の福祉の底力をあげていくものになるのかなとは考えたりもします。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが。

(座長)

委員どうですか。

(委員)

効果測定というのが、他の自治体で言いましたら、例えばワンストップでの効果測定になっているのかどうか私は分からないが、色々な部署が会議で集まり、その会議数を出しているところもあります。だから、これだけの部署が、児童・障害者・高齢者これだけ集まってこれを何回やりました、年に今まで1度もしていなかったものを13回やりました、みたいなのを効果測定で出されている所、もしくは、もっと踏み込んで、ソーシャルワークの事例検討を、ケーススタディでこれだけあって今まではここが困難事例として放置されていたけれど、ここまで今回はかなり効果があがってきたと。ワンストップにしたから色々な情報が収集できて、これだけ成功事例出てきました、みたいな効果測定あると思います。なかなか数値的に出すのは難しいと思いますが、何か尼崎市らしさっていうんですかね、今の尼崎市の対応方法も含めて、何か指標的なことを今後考えていければいいというのは考えています。以上です。

(座長)

委員からまだご意見伺っていなかったもので、どうぞ。

(委員)

本当に皆様の繰り返しの事を、もしもう少しわかりやすく解説して頂ければ、というのが1つで、資料4の真ん中のネットワークという所、例えば多機関協働や包括的相談支援というのは、課題というのが資料5にある通り、つなぎもどしが無いようにするとか、支援困難ケースを対応するような地図になっているわけですね。スライドで最初に委員からご紹介があったところも、これをする事によって、様々な今まで関連していなかった所が、例えばゴミ屋敷の所で関連するようになったとかというようなところが出てきていたかと思うんですね。恐らく、解決に至っているかどうかという問題よりも、そういう所が多岐にわたって関与しているという所が重要だという所を、多分示したかったと思うんです。

で、そこの所と、真ん中のネットワークを作って、上下の地域づくり支援事業に敵う地域の多様な関係者によるプラットフォーム、この2つのプラットフォームの情報共有をしながら行うという、ここが実は坂井市のスライドを見ている時にもちょっと分かりにくくて。

というのは、要は免許を返納した方の、という話があったかと思うんですけども、そもそもの課題の設定というところの左の話と、右側の地域福祉と繋げなあかんからっていうので行っている答えの1つというのと、かなり直線に繋がっていない。これ単なる全然違う問題なので、どう情報共有をしてここに落とし込んでいくのかなというふうな所が、なんとなくエイヤーと言ってい

る感があって。直線的なものというのがあまり僕には分からなかったんです。

3つを一体にやるという意味は分かるのですが、3つを一体にやる本当の意味というのがあるのかどうかという所がよく分からないんです。この問題はここでやるという、支援困難ケースは支援困難ケースのところを、ゴミの所に色々な所の人たちが関わって、それを継続してどういう風に支援していくかというのが、恐らく資料4のところにある3つのアセスメントとかケアプランを共有していくという話の所に繋がっていくのかなと思うんですけども、その辺りの所と、どう何が本当に繋がっているのかというのが、正直、私の理解力が足りないんだと思うんですけども、あまり実は分かっています。これが何の絵を描いていらっしゃるのかが、読み込んで分らない。

例えば資料3のスライド30、これで相談受付してアセスメントをしてプランの作成をして、そのプラン作成したものを重層的支援会議でプランの上のところとこれを共有して、またさらに参加支援事業の所とのプランの作成と共有をする、というイメージの図が、まさに重層的な図なんだらうという風に思うんですけども。

こういうものを、具体的にはしていくという事なんですよね。これも難しいと思っているのですが、これはなんとなく1つの課題に対して重層的になるように、取りこぼしがないように関わっていくような図なんだと思うんですが。すみません。質問というよりは、なんとなくまだ理解するのにもう少し時間がかかりそうですというそんな感じです。

(事務局)

資料3のスライド30ですが、この一番上が包括的相談支援事業といわれるもので、その2つ下が多機関協働事業なんですけど、その1つ上のアウトリーチと下の参加支援事業というものは、多機関協働事業と一体的にするという風な位置づけになっています。というのも、包括的相談支援事業で断らない相談という事で色々な相談を一括して受けます、ただ、複合的な相談内容、複合的な課題については多機関協働事業の方に一旦支援依頼をするという風な形で繋がれるという形になります。

その中で、相談を受け付けた多機関協働の方では、課題をアセスメントして整理をする中で、そういったケースにひきこもりとかも含めてですけど、アウトリーチが必要だということになれば、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業という新しい事業の方に繋いでいって、そこで支援に繋がれるまでの間の支援をして頂くという形で。要は本人同意をとるような形ですね。本人が支援に同意したら、もう一度多機関協働のほうに繋がれて、再度プランを作っていく、という形になります。アウトリーチでのプランの作成というのは、あくまでも支援のプランというよりも、繋げるためにどういう風にその人にアプローチをしていくのかという事が中心となるプラン。支援に繋がる、本人が支援をしてほしいという同意をもらった段階で、多機関協働の方に繋がれるという形になります。

そして、この参加支援なんですけど、例えば障害者の相談支援事業所の方で就労支援するということになると、障害者の方を就労継続支援A型、就労継続支援B型に繋ぐということになるかと思うんですけども、ただ、障害者ではない方がいた時にそういった方を障害者の相談支援事業所では就労継続支援A型、就労継続支援B型に繋げないけれども、多機関協働事業の中で、例えば障害者の認定を受けていないけれども、サービスの対象にならない人でも受け入れてくれる就労継続支援A型、B型があればそこに繋いでいく、ということは、この参加支援の方でやっていくということなんかになっていきます。そのための参加支援のプランを作っていくという風な形で、これはどちらかというと、資料4の左側だけを流れとしてわかりやすくしたものになっていて、先ほど委員も仰られたように、地域づくりとどうやって本当に繋がっていくのか、という所になります。

今、既存の地域福祉ネットワーク会議の中でも、ゴミ屋敷問題を、社協さんと包括と色々な関係機関で考えたり、という所が実際に出てき始めたりもしています。ただ、今の既存の地域福祉ネットワーク会議の中に、各分野の相談支援機関が一緒に入ってそこで支援を考える、地域の人を巻き込んで考える、という風な仕組みにまではまだ十分になっていないのかなという風に思っています。そういった意味では、それをどう繋げていくのか、制度と地域をどう繋げていくのか、という

事は、これから誰がどういう風にその役割を担っていくのか、今までみたいに社協と包括を中心とした運営のやり方でいいのか、という事も含めて、市の中でも今後検討していかなければならないのかなと考えています。

(座長)

国が、相談支援と参加支援と地域づくりの支援、この3つを掲げていて、かつそれがワンセットになった交付金だという事なので、これに乗るにはなんか整合性があまりないのではないかと思います。お金がもらえるならやろうか、と。

ここまでやってきて何かありますでしょうか。

(委員)

2つ質問があるのですが、まず1つ目は、要対協はどこに入ってくるのかなという事です。この中で、要対協という言葉が出てこないんですけど、例えば最初の尼崎市全域の多機関協働事業が、アウトリーチと参加支援の一体実施になっているので、あれはアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に入るのだから、要対協はそこかなと思ったり。最初に示してもらった国の青ファイルの資料1のスライド27の図と、この図を見た時に、アウトリーチと多機関協働が一緒になっていることは分かるが、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の所が分かりにくいと思ったのが、要対協の絡みで1点です。

2点目が、先ほどから話題にも出ているんですけど、左下の所から、地域住民の所から地域の多様な関係者によるプラットフォームの所に向けて青い「参画」という矢印が出ていますが、この辺が、国が言っている参加支援事業、それとも右に地域づくり支援事業というのがあって、ここに「支援・参画」というのがあるので、国の言っている参加支援事業が、尼崎市のこの図だとどっちなのかなとかどこのかなってというのが分かりにくくて。例えば、左下の地域住民の具体例として挙げてもらっているものの中に、どうしても自分は専門が子どもなので気になるんですけど、子どもに関するものがないなということが気になってみたりとか。右の地域づくり支援事業の所を出ているつどいの広場、地域子育て支援拠点事業というのを挙げてもらっているんですけど、つどいの広場が対象としている子どもの年齢というのはすごく限られているので、この中に全然出てこない年齢層の子どもと子育て家庭があるというのがちょっと気になっています。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。要対協に関しては、これも先ほどの坂井市の事例でもありましたけれども、要は子どもを中心として多機関が協働していくというか、そういった会議になるかと思うので、それはそれで、これとはまた別に、そこを一緒にくたにするのか、それはそれで別に動いてそここの多機関協働とセットで考えていくのかというのは、これから整理をしていかないといけないのかなという風には考えています。

当然、この多機関協働の事業の中に要保護児童対策協議会以外にも自立支援協議会とかいろいろな会議体があるので、そこをどういう風な形でこの重層的支援体制整備事業との役割を整理していくのかってというのは、本当にこれからの課題かなという風に思っています。

それと、参加支援なんですが、資料4の中では左上の多機関協働事業（アウトリーチ＋参加支援と一体的実施）という風な書き方をさせて頂いています。

参加支援ですが、資料1のインデックス3、重層的な支援体制整備事業の具体的な支援フローの中の、スライド24、25以降になります。この参加支援事業というのが、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とつながり作りに向けた支援を行うというものになります。ですので、当然地域づくりとも密接に関わってくる、地域でそういう社会資源として参画できるような場所というものが、フォーマルインフォーマル合わせて作っていく必要がある、という所になるのかなと考えています。

この取組例が下のところにも書いていますが、生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援を実施するというものであったり、先ほどもお話ししましたが、就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひき

こもりの状態の者への就労支援を実施したりとか、養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施するという形で、色々なサービスを色々な対象者が利用できるような形で繋いでいくということ、この参加支援の方でやっていくという位置づけになっています。

そういった意味で、参加支援というのは、1つの多機関協働のツールではあるが、その参加支援先を作っていくという、どういう風に開拓していくのかという意味では、地域づくり支援事業とも一体かなと考えています。

それと、子どもの分野は正直確かに薄いなというのは私も感じているところでして、実際につどいの広場だけではなく、先ほど坂井市の事例で教育委員会も入ってきたという所もあるかと思えますけども、そういったものをこの中に入れ込んでいくという意味では子どもの育ち支援センターとどういう形で多機関協働が連携していくのかということは、非常に重要な課題になってくるのかなとも思います。

(座長)

少し時間がなくなってきましたが、せつかくの機会ですから、どうぞ。

(事務局)

障害分野としては、やはり連携を図っていきたいというのが多いです。やはり色々と複合的な課題を抱えた家庭の方が多い。今のところは、南北でかなり色々なところを巻き込んで中心的にやっていっているというところでカバーしているというのはあるんですけども、やはりこういった機能ができるとなると、私たちとしても非常に嬉しいという風に思っています。

ただ、仕事が忙しいとか、なかなか会議の時間がとれないという課題もありますので、その辺りは先生方のお話の合った通り、効果的な何かが見えてきて、何かメリットを見出せるようにしていきたいと考えております。

(座長)

そしたらそういう時、従来の業務を減らすか、会議を減らすためには権限を増やして裁量権を増やすか、どういう手立てをすれば今のしんどさを楽にしながらこういう体制にもっていけるかというので、改善策として何かありますか。あるいは、そういうことを皆さんで議論する機会ってあるのかな、庁内で。

(事務局)

なかなかそういった議論をする機会とはれていないですが、こういった機会を通じて、今福祉課が中心となって話していこうかという機運が高まっていると思います。

今言えることは、効率的に回っているのかというのはなかなか考えていけないところなので難しい所はあるんですが、長期的に見た場合には、やはり多機関と連携をすると、色々な状況、情報とかが各担当者が把握できる事によって、色々自分のカードを持ち始めると、効果というか、時間的な短縮、考えるものが短くなるとかというのはあると思うので、勉強する事による、連携を図ることによる効果というのは、僕は大きいと感じています。

(座長)

ありがとうございます。

(事務局)

坂井市の例は、本当にありがとうございます。印象的なお言葉は、どうしても対応策を考えがちなんだけど、これはちょっと置いておいてというか、それよりもむしろなぜ困窮に至ったかのプロセスを考えるべきだ、という。それはそうなんです。でもこれすごく苦しいんです。じゃあ、プロセス考えて、結局精神的な問題があるだとかお金がないとか、働く意欲がないという方に対してどうもっていくんだということで、地域ケア会議やっているんですけど、思考停止に陥っている。やはり難しいなというのがすごく印象的でした。

あともう1つ、資料4の多機関協働事業の部分ですよ。我々としても、類似事業とすれば、例えば認知症の初期集中支援事業。要は6か月間で絡まっている糸をほぐして、色々な繋げる先に繋いでいくんだっていう機能的には確かにあるのだろうなと。似たようなものが初期集中なのかなというところですし。あと、多機関、行政の中だけだけど、いわゆるアドバイス、ファシリテート

をしていくっていう機能は、医療介護連携支援センターのあまつなぎに、そこには実はもう定年の終わった再雇用の、いわゆる専門職の人達を配置しているのですけど、そういうかなりの経験とノウハウというのが、経験に裏づいた発言とかをもっていける人ってというのが、大切な要員になってくるんだろうなと感じています。以上です。

(事務局)

この4月から高齢介護課に配属され、今高齢者施策、計画づくりとかさせて頂いているのですが、その中で感じていることが、高齢者の職員というのは子どものことをあまり知らないんだなという事と、子どもの方も高齢者の事をあまり知らない。私両方今いっている。で、そうなかった時に、支援体制を作る時には家族全体を見ないといけなくて、子どもと保護者だけではなくて、そのおじいちゃんだったり、その関係者だったり、だからすごく広い範囲を見ていかないといけないということで、我々市職員もそういった視野を広げていく、勉強会が坂井市の方でも、子どもの勉強会に高齢者の職員が行ったりっていうようなことも、そういった取組みをされているということもおっしゃられていたので、やはり我々市職員自身もそういったことを学んでいかなければならないのかなと思いました。

また、子どもの分野では、先ほど伊藤先生がおっしゃっておられたように、要対協があるので、要対協ではかなり広く、関係機関、構成メンバーも43くらい入っていたと思うので、そういった組織があって、児童虐待などが起こったらそういった関係者が集まってこういった協議をしていくんですけれども、そういったことを今度はもう少し広く考えていくのかなという風に、高齢者を含めた形で考えていくのかなということと。

あと、坂井市で仰られていたように、既存の、今もう尼崎市も頑張っているんです。高齢者も子どもも障害者もみんな頑張っていて、あと、そこからどれだけのりしろの部分を出してやっていくかというところが、今回国が言っておられるこういった新しい事業の取り組みのかなと思いました。以上です。

(事務局)

自分の所の反省も込めてなんですけど、私もこの多機関協働の話が出てきた時に、先ほどの委員のお話と一緒に、多機関協働っていうのは生活困窮の仕事そのものではないのかと思っていました。いわゆる、ここでいう参加支援とか地域づくりも含めて、アウトリーチもあるっていうのも、全部生活困窮の理念の中に含まれている訳ですよ。なので、自分の所がやる仕事ではないかと思っていました。ですけども。

ところが、この生活困窮の制度というのは、ずっとやってみて考えていますと、理念は確かに素晴らしいが、じゃあそれをどう具体化していくのかというノウハウの部分が、実はこの法自体は理念法でして、そのプロセスをどうするっていうことについては、それぞれ自分の所で考えなさいよとなっていることだと思います。実際に我々もやっていて、じゃあそれをどう具体化していくんだっていうのを、その1つの自分のところの限られた職員で考えて実践をしていくということが、実はこういう特に尼崎のような大きい組織の中では非常に難しいんだなみたいなことは、すごく実感しているところがあります。

そういう意味で、今回こういうものが出てきたのも、多分その課題っていうのも国は考えているのかなという風に思っていて、それをなんらかのこういう形で、じゃないですけども、そういう事で色々な機関を巻き込んでフラットに考えていくという事があるんだよということを示しているのかなという風に思います。

みんなそれぞれの機関では自分のところの分野の中で一生懸命やっているんですけども、実際に連携をしようとした時に、どうしても自分の関わっている人に対しての意識は強いけれども、そうでない人に対しての意識は同じようにいかないという部分があってということがあるので。こういう場を作ることで意識をどうすれば同じフラットなレベルに持っていけるのかなという事を考える機会になるのではないかなと思っていますので、この資料4の絵をフィックスさせたような形ではなくて、まずこれに近付いていくにはどうすればいいのかということフラットに考えていくというきっかけを作るという意味では、必要なのかなということは思っています。なので、坂井市の通りには行かないと思いますが、尼崎は尼崎なりにどういったことができるのかと

いうことを、これを機会に考えていけたらなと思っております。

(事務局)

本日は大変お忙しい中でありありがとうございます。

今日の議論の中で、複合的な課題に対応できるような専門性を持った者が集まって連携をしながら対応していこうという事で、なにか課題の困難なケースをいかに円滑に適切に解決に向けていくかみたいなことが議論の中心になりがちなんですけども、私の立場としたら、なぜ今回の社会福祉法の改正が行われたのか、これは地域共生社会の実現のために、というお題目がついている、それで、これが一体的に地域づくり支援事業までがトータルでやらなければならないという事がこの法の中に位置付けられているのは何かという風に考えますと、単に効果的・効率的な相談体制、処遇改善のための対応という事だけではなくて、これを一体的にやることで、我々行政も、それから地域の事業所も含めて、より課題の範囲を広く認識してもらおう中で、例えば地域住民が参加するようなインフォーマルないろんな活動があります。そういったものが、どういう活動が必要で、この事例については、そういう活動に参加してもらうことが必要だということ、それぞれがしっかりと自覚をして、だからこそ地域活動の促進をこういう活動を広めていかなあかん、これが必要なんや、というすごい思いをもって事業を進めていくことができ、なおかつ本当に必要な政策がその中でうまれてくると。

こういうことをトータルで考えていくことが非常に重要で、その中の法改正なのだろうなという風に認識をしております。そういう意味で言いますと、本当に難しいと思っているのは、いわゆる地域づくり事業をこの中で福祉サイドからどのように広げていって、それも実現していくかっていうことが、私自身は非常に一番大きな課題かなと認識しております。そういう思いをもってこの事業進めていきたいなと思っておりますので、それぞれの専門分野のみならずいろんなご意見をいただく中で、答えを見つけていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

ありがとうございます。そういう意味では、尼崎市は地域振興体制というのをスタートさせていますので、それと今ここで考えているものとのすり合わせというか、どういう形でやるのか、またこれも尼崎独自の重層的な地域振興になってしまうので、難しい課題かと思えます。

ちょっと時間がなくなってきたんですけども、資料6と7で、これからのスケジュールについて、事務局から簡単にいただきたい。

(事務局)

<資料6、資料7について事務局より説明>

(座長)

ありがとうございます。ということで、これから、先ほど検討内容1、2、それから3、4を、それぞれ第3回、第4回でやるんですけども、検討内容としてはほかにすべきことがあればそれもお願いしますという事務局からの要請もありました。

それで、これが終わってから実際に10月11月のスケジュール、皆さんの都合をお聞きしたいと思っております。では最後に局長からお願いします。

(事務局)

今日ちょっと遅れてまいりまして申し訳ございませんでした。

みなさんのご意見お聞きしながら、最後はやはり理念とかそういうことではなくて、しっかり行政の責任を果たすと、仕組みをつくりあげていくと、そういったようなことが大切になってくると思います。

その時に、やはり職員等の人事異動やスキルに左右されずに、しっかりと援護者を支援していくと、それと支援者を支援していくと、そういったような仕組み仕掛けを作り上げていくということが非常に大事で、でない民間の団体の方も職員もなかなかそっぽ向いてしまうということがありますし、費用対効果、そして目標管理がしっかりできているのか、そういったようなことをしっかり自覚して、この形を作ったよなっていうのをしっかり市長にも見せて、政策も通していきながら、実のあるものにしていきたいなと。

個人的には、措置をやっていたものからすると、措置じゃない良さも非常にありますけど、本当に困った人を少ない財源、ないしは人的資源の中でしっかり守っていくような仕組みになるようにやっていきたいと思います。以上です。

(座長)

このコロナの影響で、財源もこれから厳しくなってくる中で、こういう国の交付金とれるんだっただどこまで国の図式にあわせてとれるかという部分と、そういう形だけでなく、実際に市民並びに行政、さらには地域組織にプラスになるようなデザインをどうできるかというのが、これからの我々の課題課とっております。

今日は貴重なご意見、ご紹介いただきましてありがとうございました。

それでは閉会します。

以 上